

内閣参質一九二第七九号

平成二十八年十二月二十二日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員小西洋之君提出内閣法制局作成「憲法関係答弁例集」
(第九条・憲法解釈関係) の恣意的な編集等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

○

○

参議院議員小西洋之君提出内閣法制局作成「憲法関係答弁例集」（第九条・憲法解釈関係）の恣意的な編集等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、「憲法関係答弁例集（第九条・憲法解釈関係）」は、内閣法制局において、その執務の参考に供するため、憲法に関連する閣議決定や国会答弁等で参考となるものを取りまとめて執務資料としたものである。

二について

「憲法関係答弁例集（第九条・憲法解釈関係）」の作成は、内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）第三条第三号に規定する意見事務等に資するための同条の事務であり、「憲法第九十九条に定める憲法尊重擁護義務に反する違憲の行為」との御指摘は当たらない。

(

)